

## お知らせ

記者発表資料

令和8年7月24日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

アメリカンエンジニアリングコーポレーション 沖縄県宜野湾市大山7-11-47

### 2. 指名停止措置期間

令和8年7月24日 ～ 令和8年9月23日 (2ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者は、山口県内における民間工事において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日、内閣府沖縄総合事務局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」のそれぞれ別表第2第13号（建設業法違反行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

| 措置要件                                                                           | 期間                       |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| (建設業法違反行為)                                                                     |                          |
| 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヵ月以上9ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

さねよし  
實好

とおる  
徹

(内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた  
廣田

たかひさ  
貴久

(内線2514)

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官

はまだ  
濱田

かずよし  
和芳

(内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

おがた  
緒方

けんじ  
賢二

(内線132)